

入学料免除及び授業料免除を希望される方の手続きについて(大学独自)

入学料免除及び授業料免除申請の条件

入学料免除及び授業料免除対象者は以下のいずれかに該当する方のみとなります。(経済的理由による免除申請は認められません。)

- ① 令和7年4月から令和8年3月までの間に、入学する者の学資を主として負担している者
(以下、「学資負担者」という。)が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料及び授業料の納入が著しく困難であると認められる者
- ② ①に準ずる者又はその他、学長が相当と認める事由がある者(※)
(※)東日本大震災で被災された方については、申請が可能です。

以上の条件に該当する方のみ、下記の要領で申請してください。

◆入学料免除

大学独自の基準にて審査を行います。次の手順でお手続きください。

なお、審査結果が出るまでは入学料の徴収は猶予されます。

入学料免除が不許可の場合、審査結果の通知日から起算して2週間が納入期限となります。

1.<入学手続時>

『入学料(免除・徴収猶予)願』をご用意いただき、入学手続に必要な書類と併せてご提出ください。

本学ホームページ(※)から『入学料(免除・徴収猶予)願』を印刷し、必要事項を記入する。

※『入学料(免除・徴収猶予)願』は、山梨大学のホームページ>キャンパスライフ>学費・奨学金・授業料免除等>入学料免除・授業料免除等>入学料免除・授業料免除等共通の「所定様式」からダウンロードしてご使用ください。

↓下記のURLで「入学料免除・授業料免除等」にアクセスできます。

<http://www.yamanashi.ac.jp/campuslife/345>

⇒『入学料(免除・徴収猶予)願』にご記入いただいたメールアドレスあてに『入学料(免除・徴収猶予)のしおり』(申請書類一式)に関するご案内を送付いたします。

※yshogakusien-as@yamanashi.ac.jpから送信いたしますので、受信できるよう設定をお願いいたします。

*入学手続案内の『入学料振込控え貼付票・口座登録情報記載票』の入学料免除・徴収猶予等申請区分欄の「免除」に✓(チェック)を入れてください。

2.<免除申請>

『入学料(免除・徴収猶予)のしおり』に明記された期間中に申請手続きをしてください。

免除申請は、以下の順番で行ってください。

①入学前(3月中)に Forms での申請(申請書類等入力で対応できる書類の提出)

②入学後、住民票などの証明書類等を提出

※入学手続時に『入学料(免除・徴収猶予)願』を提出しただけでは免除申請をしたことにはなりません。『入学料(免除・徴収猶予)のしおり』に明記された期間中に必ず証明書類等をご提出ください。

申請書類の請求から証明書類の提出までの期間が非常に短いので、申請に必要な証明書類等につきましては、山梨大学のホームページ>キャンパスライフ>学費・奨学金・授業料免除等>入学料免除・授業料免除等>申請に必要な証明書類等の一覧表に添付しております PDF ファイルをご確認いただき、事前に準備をお願いいたします。

↓下記の URL で山梨大学ホームページ「入学料免除・授業料免除等」にアクセスできます。

<http://www.yamanashi.ac.jp/campuslife/345>

◎注意事項

(1)一旦納入いただいた入学料はお返しできませんので、大学から審査結果通知があるまで入学料を納入しないようご注意ください。免除の可否が通知されるまでの間は納入が猶予されます。

(2)入学料免除を申請された方(免除結果が全額免除の方を除く)は、審査結果通知後、大学が指定した期日までに入学料を納入しなければ除籍となります(口座引き落としではなく、本学指定の口座にお振込みいただきます)。入学料半額免除及び不許可の場合、審査結果の通知日から起算して2週間が納入期限となりますので、いつでも納入できるよう準備をしておいてください。

◆授業料免除

大学独自の基準にて審査を行います。次の手順でお手続きください。

審査結果が出るまで授業料の徴収は猶予されます。

1.<入学手続時>

『令和8年度前期分授業料免除申請書類請求票』をご用意いただき、入学手続に必要な書類と併せてご提出ください。

① 学務関係手続書類に同封されております『令和8年度前期分授業料免除申請書類請求票』に必要事項を記入する。

【入学手続き時提出】	
令和7年度前期分授業料免除申請書類請求票	
※謄写ははっきりと正確にご記入ください。	
【本人】	
受験番号	_____
学年・学科(選択)	_____
氏名	_____
住所	〒_____
『令和8年度前期分授業料免除 申請書類請求票』	
※記入欄は複数あります。必ず記入してください。 ※記入欄は複数あります。必ず記入してください。	

⇒『令和8年度前期分授業料免除申請書類請求票』にご記入いただいたメールアドレスあてに『令和8年度前期分授業料免除のしおり』(申請書類一式)に関するご案内を送付いたします。

※yshogakusien-as@yamanashi.ac.jp から申請書類一式を送信いたしますので、受信できるよう設定をお願いいたします。

2.<免除申請>

『令和8年度前期分授業料免除のしおり』に明記された期間中に証明書類等をご提出ください。

免除申請は、以下の順番で行ってください。

- ①入学前(3月中)に Forms での申請(申請書類等入力で対応できる書類の提出)
- ②入学後、住民票などの証明書類等を提出

※入学手続時に『令和8年度前期分授業料免除申請書類請求票』を提出しただけでは免除申請をしたことになりません。『授業料免除のしおり』に明記された期間中に必ず証明書類等をご提出ください。

申請書類の請求から証明書類の提出までの期間が非常に短いので、申請に必要な証明書類等につきましては、山梨大学のホームページ>キャンパスライフ>学費・奨学金・授業料免除等>入学料免除・授業料免除等>申請に必要な証明書類等の一覧表に添付しております PDF ファイルをご確認いただき、事前に準備をお願いいたします。

↓下記の URL で山梨大学ホームページ「入学料免除・授業料免除等」にアクセスできます。

<http://www.yamanashi.ac.jp/campuslife/345>

◎注意事項

- (1)免除の可否が通知されるまでの間は納入が猶予されます。
- (2)授業料は契約している口座から引き落としとなります。授業料免除結果通知書に引き落とし期日が記載されておりますので、そちらをご確認ください。

【問い合わせ先】

山梨大学教学支援部学生支援課奨学支援グループ

Tel: 055-220-8053・8054

E-mail:yshogakushien-as@yamanashi.ac.jp